

○那須町スポーツ振興・文化振興奨励費交付要綱

(平成 15 年 3 月 18 日教育委員会要綱第 2 号)

改正平成 20 年 4 月 18 日教育委員会告示第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民がスポーツ文化活動において特に優秀な成績をおさめ、関東大会、東日本大会、全国大会、国際大会等(以下「大会等」という。)に出場する者又は団体に対し、スポーツ振興奨励費(以下「奨励費」という。)を贈り、その出場を奨励するとともに、スポーツの振興・文化振興を図ることを目的とする。

(対象者等)

第 2 条 この奨励費の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、特定のものに参加して行われる大会(特定団体等の加盟者しか参加できない大会をいう。)に出場するものは、対象としない。

- (1) 一般者については、県大会予選会等を経て、関東大会、東日本大会、全国大会又はそれ以上の大会に県代表で出場する者又は団体
- (2) 高校生以上の学生については、県大会予選会等を経て、関東大会、東日本大会、全国大会又はそれ以上の大会に県代表で出場する者又は団体
- (3) 小学生及び中学生については、学校教育活動、学校教育活動外において、県大会予選会等を経て、関東大会、東日本大会、全国大会又はそれ以上の大会に県代表で出場する者又は団体
- (4) その他町長が特に必要と認める者又は団体

(贈呈の時期)

第 3 条 奨励費は、大会等に出場する場合、その都度贈る。

(奨励費の額等)

第 4 条 奨励費の額は、次のとおりとする。ただし、他市町に団体登録をしている団体に属する那須町の選手が、大会に出場する場合は個人競技とする。

大会区分		スポーツ振興・文化振興奨励費の額(円)	
国内大会	関東大会	個人競技 1 人	団体競技
	東日本大会	10,000 円	100,000 円
	全国大会	個人競技 1 人	団体競技
		20,000 円	300,000 円
国際大会	オリンピック	1 人につき	
		200,000 円	
	オリンピック以外の世界大会	1 人につき	
		150,000 円	
	アジア大会等の地域大会	1 人につき	
		50,000 円	

2 前項の規定にかかわらず、町の小中学校、高等学校の団体種目で全国大会へ出場する場合、次の金額を限度として奨励費を贈る。ただし、この奨励費に該当する全国大会に出場する場合、旅費、宿泊費等の補助はしない。また、小中学校体育連盟等から旅費等の補助がある場合、この奨励費の額に基づいて定めた金額に100分の50を乗じた金額を贈る。

	区 分	奨励費の額(円)
1	全国大会開催地が県内の場合又は那須町から100 km未満の場合	200,000
2	全国大会開催地が県外で那須町から100 km以上200 km未満の場合	500,000
3	全国大会開催地が那須町から200 km以上400 km未満の場合	700,000
4	全国大会開催地が那須町から400 km以上の場合	1,000,000

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月18日教育委員会告示第8号)

この告示は、平成20年4月1日から適用する。